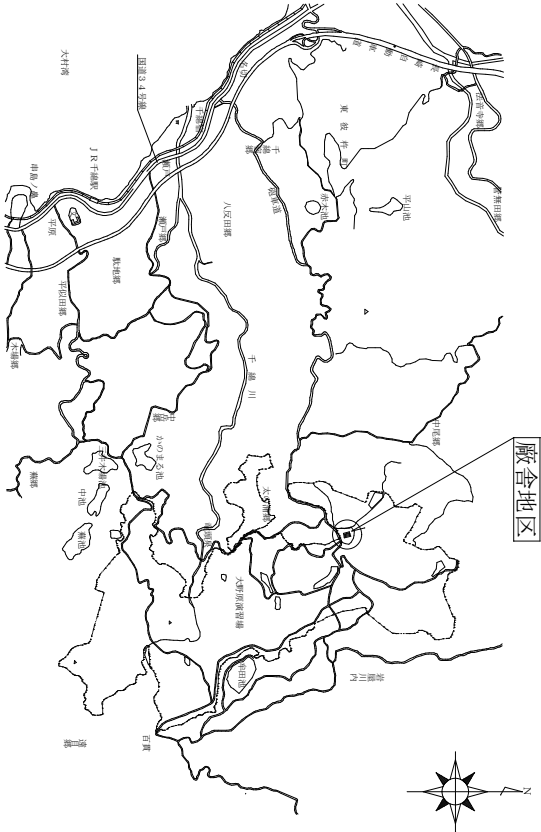


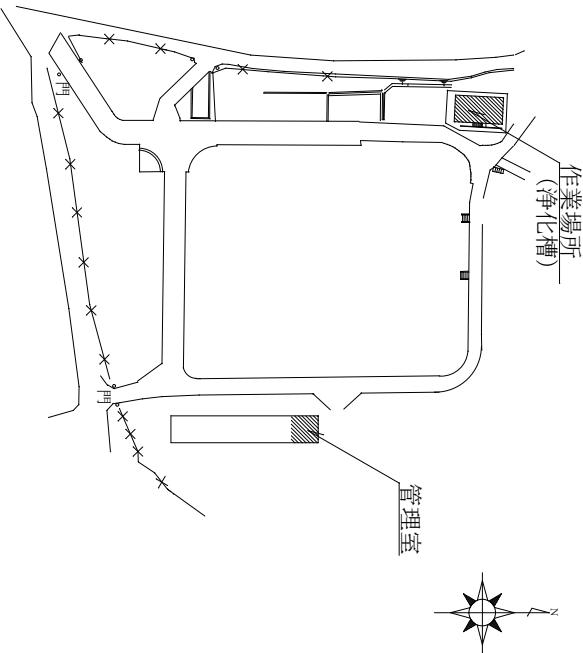
仕 様 書

- 1 工事件名 大野原演習場浄化槽配管補修工事
- 2 工事場所 長崎県東彼杵郡東彼杵町無番地 陸上自衛隊 大野原演習場
- 3 概 要 浄化槽流量調整槽散気管補修 1 式
- 4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊大野原演習場で実施される「大野原演習場浄化槽配管補修工事」に摘要する。
 - (2) 本工事は、本仕様書・図面によるほか、用語の定義については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）』
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）』
 - (3) 本工事の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
 - (4) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
 - (5) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出する。
 - (6) 工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止する。
 - (7) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行う。
 - (8) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用する。
 - (9) 本工事により発生した金属発生材については、発生材調査を作成の上、監督官の指示する場所に集積する。
 - (10) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を作成して監督官に提出する。
 - (11) 本設計図書に記載された寸法は、設計寸法・数量であり施工に際しては原寸等を確認し施工する。また仕様書に記載なき事項であっても工事完成に必要な軽微な作業は、請負業者の責任において実施するものとする。
 - (12) 本工事の施工に当たり、請負者が下請業者を選任する場合は、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出するものとする。
 - (13) 官側の電気は使用しないものとし、発電機を使用すること。
また、水道を使用する場合はメーターを設置し、使用した料金を徴収するものとする。
- 5 特記事項
- (1) 工事日については、令和4年12月12日から同年12月23日までの平日の間とするも、細部は監督官との調整によるものとする。
 - (2) 使用する配管の規格は、配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452）とする。
 - (3) 工事完了後、試運転を実施し異常ないことを確実に確認するものとする。



大野原演習場 案内図 S=1:50,000



大野原演習場廠舎地区 配置図 S=1:2,000

工事件名		大野原演習場浄化槽配管補修工事			
図面名称		仕様書・案内図・配置図			
縮 尺	図 示	作成年月日	4.6.1	図面番号	2 / 7
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					